

高知県特定高性能農業機械導入計画

平成 26 年 11 月

高 知 県

高知県特定高性能農業機械導入計画の基本的な考え方

農作業の機械化は、本県農業の生産性の向上や経営規模拡大等を図るうえで、重要な役割を果たしています。

今日の農業、農村は、農業就業者の減少と高齢化の進行、耕作放棄地の増大など大変厳しいものとなっており、認定農業者、集落営農組織・新規就農者等の多様な担い手の育成や農業機械の効率的な利用によるコスト低減、更なる生産性の向上に向けた取組が求められています。

このような状況下、高性能農業機械の導入に当たっては、利用規模や栽培条件、地域の農業生産の動向など、技術的、社会的、経済的諸条件等を十分考慮する必要があります。また、付帯設備などの適正化により、高性能農業機械を組織的、効率的に利用するとともに、利用者の操作技術の向上など安全性にも配慮する必要があります。

本計画は、国が定めた「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」及び「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて（ガイドライン）」を踏まえて、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3の規定により、本県の今後5年間における効率的な農業機械の導入・利用に当たっての指針として定めたものです。

目 次

1	特定高性能農業機械の種類と類別	1
2	特定高性能農業機械の導入に関する目標	2
3	計画の期間	5
4	特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件 その他特定高性能農業機械の導入を効率的に行うた めに必要な条件の整備に関する事項	5
5	特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項	9
6	特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の 確保に関する事項	1 1
7	その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項	1 2
	(別紙1) 経営改善目標の作成について	1 4
	(別紙2) トラクターと主な作業機との組合せ	1 5
	(附) 地域農業の動向	1 8